



2026 年 10 月 28 日

各 位

会社名	新都ホールディングス株式会社		
代表者名	代表取締役社長	塚本 明輝	
	(コード番号：2776 東証スタンダード)		
問合せ先	管理本部	長井 司	
電話	03-5980-7002		

連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である栄新商事株式会社（以下「栄新商事」といいます。）について、当社が保有する同社の普通株式 5,600 株の全部を、同社の会長である福田卓也氏（以下「福田氏」といいます。）に譲渡し、栄新商事との親子会社関係を解消することを決議いたしました。また、同日付で福田氏との間で株式譲渡契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件株式譲渡の実行にあたっては、株式譲渡契約に定める条件が充足されることを前提としております。

また、譲渡先である福田氏は、現時点において当社普通株式 6,000,400 株（議決権比率 10.75%）を保有する当社の主要株主であります。

1. 異動の理由

当社は、2025 年 10 月 20 日付で「簡易株式交付による栄新商事株式会社の子会社化に関するお知らせ」を公表し、2025 年 11 月 20 日付で栄新商事を連結子会社化し、両社の事業上の連携及び当社グループとしての企業価値の向上を図ってまいりました。

しかしながら、栄新商事を連結子会社化した後、実際に連結決算及び経営管理等を行う中で、同社が従来から独立性の高い経営を行ってきたことから、その従来の経営管理のあり方と、上場会社である当社が子会社に求める情報共有、報告及び経営管理のあり方との間に、実務上の相違があることが明らかとなりました。

具体的には、当社が連結決算、経営管理その他の業務上必要となる資料・情報の提出を求めた際に、その提出までに時間を要するケースが生じるなど、当社が必要とする時期・内容での情報共有及び報告を受けることについて、継続的な運用上の課題がありました。

これらの課題について、当社は栄新商事と適宜協議を行い、情報共有及び報告体制並びに経営管理の方法について改善を図ってまいりましたが、両社のこれまでの経営管理のあり方や事業運営上の特性等を踏まえると、当該課題を段階的に解消しながら、当社の連結子会社として適切なグループ経営管理体制を構築・運用していくことには一定の難しさがあると判断いたしました。

また、栄新商事からは、今後も独立した経営体制の下で事業を継続していきたいとの意向が示されました。

これらを総合的に踏まえ、当社において今後の栄新商事との持続的な資本関係について検討した結果、現在の親子会社関係を維持することが、必ずしも両社の中長期的な事業運営に資する形態ではないと判断し、当社が保有する栄新商事の普通株式 5,600 株の全部を福田氏に譲渡し、親子会社関係を解消することといたしました。

加えて、本件株式譲渡に関する協議において、栄新商事及び福田氏から、当社が栄新商事に対して有する業務委託料請求債権 66,877,800 円を放棄することが、株式譲渡契約の締結に応じるための条件として提示されました。

当社は、栄新商事との親子会社関係を解消する方針の下、本件株式譲渡の実現に向けて、当該債権の取扱いを含む取引条件について検討を行いました。

その結果、当社は、親子会社関係の解消を実現するために、当該債権の放棄を受け入れたうえで、本件株式譲渡を実施することといたしました。当該債権放棄は、本件株式譲渡に関連して実施するものですが、株式譲渡対価とは別個の取引であり、当該債権放棄額 66,877,800 円は株式譲渡対価に含まれておりません。債権放棄の詳細につきましては、別途公表しております「連結子会社に対する債権放棄に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本件は、2025 年 11 月 20 日付で栄新商事を連結子会社化した際の判断やその目的を否定するものではありません。子会社化後、実際の経営管理及び連結決算等処理の運用を行う中で明らかとなった課題や栄新商事の今後の事業運営に関する意向及び当社グループの今後の事業方針等を総合的に検討した結果、現時点においては、栄新商事が独立した経営管理体制の下で事業を継続することが適切であると判断したものです。

2. 異動の方法

当社が保有する栄新商事の普通株式 5,600 株の全部を、栄新商事の会長である福田氏に譲渡いたします。

本件株式譲渡の実行により、栄新商事は当社の連結子会社から外れ、当社と栄新商事との親子会社関係は解消される予定です。

3. 本件株式譲渡の実行にあたって充足が求められる条件の主な内容

主な内容としましては、栄新商事株式会社の株主総会による株式譲渡承認の取得、株主名簿の名義書換等に必要な手続の完了、譲渡日における譲渡代金の支払い、各当事者による表明保証事項の確認、並びに本件株式譲渡に適用される関係法令等の遵守を想定しております。

なお、これらのうち、株式譲渡の実行条件として契約上明示されている事項と、契約履行にあたり確認すべき事項とは区別して整理しております。

4. 異動する子会社の概要

商号	栄新商事株式会社
事業内容	スクラップ回収、金属・非金属の収集・輸出入、加工販売、金属スクラップ卸売業、金属溶接加工業

設立年月日	2008年4月9日
本店所在地	京都府宇治市広野町八軒屋谷16-2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大畑弘義
資本金の額	70,000千円
発行済株式数	11,000株
事業年度の末日	3月31日
従業員	33名(単体)(2026年7月31日現在)
主要取引先	三祥貿易、和光金属(株)、(株)鈴木商事
大株主及び持株比率	当社 50.9% 福田卓也 49.1%
当事会社間の関係等	資本関係：当社が当該会社の普通株式5,600株を保有しております。
	人的関係：該当事項はありません。
	取引関係：過年度に生じた債権に係る未収入金取引があります。 なお、当社連結子会社である龍一商事(株)との間で、金属リサイクル事業に係る仕入及び売上取引があります。
	関連当事者への該当状況：栄新商事は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

最近3年間の財政状態及び経営成績

決算年月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高(千円)	6,318,092	18,145,424	27,416,127
営業利益(千円)	45,540	262,508	54,204
経常利益(千円)	25,230	230,909	20,722
当期純利益(千円)	30,100	85,121	68,433
資本金(千円)	70,000	70,000	70,000
発行済株式総数(株)	11,000	11,000	11,000
純資産額(千円)	231,945	317,067	385,501
総資産額(千円)	2,591,647	3,689,274	3,819,615
1株当たり純資産(円)	21,086	28,824	35,045
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)(円)	— (—)	— (—)	— (—)

1株当たり当期純利益(円)	27,364	77,383	62,218
---------------	--------	--------	--------

5. 譲渡する株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

譲渡する株式の種類	栄新商事株式会社 普通株式
(1) 異動前の所有株式数	5,600株（議決権の数：5,600個、議決権所有割合：50.9%）
(2) 譲渡株式数	5,600株
(3) 異動後の所有株式数	0株（議決権の数：0個、議決権所有割合：0%）
(4) 譲渡先	福田卓也氏
(5) 譲渡価額	448,000,000円 ※なお、本譲渡価額は、2026年6月30日を評価基準日とする栄新商事株式会社の財務諸表を基礎として、当社及び栄新商事株式会社から独立した第三者算定機関が作成した株価算定書の算定結果を踏まえ、当該算定結果のほか、同社の財政状態及び経営成績等を総合的に勘案し、譲渡先との協議を経て決定したものです。

6. 譲渡先の概要

(1) 氏名	福田 卓也
(2) 住所	京都府久世郡
(3) 栄新商事との関係	会長及び株主（本件株式譲渡後は100.0%株主となる予定）
(4) 上場会社と当該個人との関係	当社普通株式6,000,400株を保有する当社の主要株主

7. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年10月28日
(2) 株式譲渡契約締結日	2026年10月28日
(3) 株式譲渡実行日	2026年10月29日（予定）

※株式譲渡実行日は、株式譲渡契約に定める条件の充足その他必要な手続等により変更となる可能性があります。

8. 今後の見通し

本件株式譲渡の実行により、栄新商事は当社の連結子会社から外れることとなります。

また、2027 年 1 月期第 3 四半期において、連結決算上で関係会社株式売却損（特別損失）を計上する見込みではありますが、現時点における金額は精査中であり、金額が判明し次第速やかにお知らせいたします。

なお、本株式譲渡が 2027 年 1 月期の当社連結業績及び個別業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要となる場合には速やかにお知らせいたします。

以上